「適正な電力取引についての指針」に基づき、関西電力送配電株式会社と関西電力株式会社の間における従業員の兼職について、以下のとおり、お知らせいたします。

記

効率的な業務運営を目的として、関西電力送配電株式会社と関西電力株式会社との間で兼職する業務は、以下のとおりです。

業務内容

人事労務関係業務のうち 社会保険に関する業務

なお、兼職する従業員は、電気事業法および電気事業法施行規則において、兼職が制限される従業員(以下、「ア」かつ「イ」)に該当しません。

ア) 一般送配電事業者のうち以下に該当する従業員

非公開情報を入手することができる業務、又は、託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、 送電及び配電に係る業務のうち、発電・小売電気事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得る 業務に従事する従業員

イ)特定関係事業者のうち以下に該当する従業員

発電・小売電気事業に係る業務運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある従業員、又は発電・ 小売電気事業者の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある従業員

以 上